

滋賀県地域医療構想調整推進会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14に基づき、滋賀県保健医療計画の一部として位置づけられる地域医療構想の実現に向けた取組を協議するとともに、構想区域ごとに設置された地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むよう情報の共有その他構想区域を超えた広域での調整が必要な協議等を行うため、滋賀県地域医療構想調整推進会議（以下、「県調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関する事
- (2) 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用、議論の進捗等に関する事
- (3) 広域での調整が必要な事項に関する事
- (4) その他、県調整会議が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 県調整会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから、滋賀県健康医療福祉部長が選任する。

- (1) 医療関係機関・団体
- (2) 医療保険者
- (3) その他、特に必要と認められる者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要に応じて県調整会議にオブザーバーを置くことができる。

(議長及び副議長)

第4条 県調整会議に、議長を置く。また、必要に応じて副議長を置くことができる。

2 議長は委員の互選により選出する。副議長を置く場合は、委員の中より議長が指名する者を充てる。

3 議長は、県調整会議を代表し、県調整会議の会務を総理する。

(会議)

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認めるときは、県調整会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県調整会議の庶務は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7月23日から施行する。

滋賀県地域医療構想調整推進会議 委員名簿

(敬称略)

	機関・団体名	職名	氏名
1	一般社団法人滋賀県医師会	会長	越智 眞一
2	一般社団法人滋賀県歯科医師会	会長	中村 彰彦
3	一般社団法人滋賀県薬剤師会	会長	大原 整
4	公益社団法人大津市医師会	会長	木村 隆
5	一般社団法人草津栗東医師会	会長	中嶋 康彦
6	一般社団法人甲賀湖南医師会	会長	野村 康之
7	一般社団法人東近江医師会	会長	島田 徹
8	一般社団法人彦根医師会	会長	奥野 資夫
9	一般社団法人湖北医師会	会長	手繰 忠善
10	一般社団法人高島市医師会	会長	前田 昌彦
11	一般社団法人滋賀県病院協会	会長	石川 浩三
12	一般社団法人滋賀県病院協会（特定機能病院） 滋賀医科大学医学部附属病院	理事	松末 吉隆
13	一般社団法人滋賀県病院協会（大津圏域） 医療法人弘英会琵琶湖大橋病院	会員	小椋 英司
14	一般社団法人滋賀県病院協会（湖南圏域） 社会医療法人誠光会草津総合病院	理事	平野 正満
15	一般社団法人滋賀県病院協会（甲賀圏域） 地方独立行政法人公立甲賀病院	副会長	清水 和也
16	一般社団法人滋賀県病院協会（東近江圏域） 近江八幡市立総合医療センター	副会長	宮下 浩明
17	一般社団法人滋賀県病院協会（湖東圏域） 医療法人友仁会友仁山崎病院	理事	高橋 雅士
18	一般社団法人滋賀県病院協会（湖北圏域） 長浜市立湖北病院	会員	納谷 佳男
19	一般社団法人滋賀県病院協会（湖西圏域） 高島市民病院	理事	鈴木 聡
20	公益社団法人滋賀県看護協会	会長	廣原 恵子
21	滋賀県保険者協議会	副会長	西田 毅
22	大津市保健所	所長	中村 由紀子
23	草津保健所 甲賀保健所	所長	荒木 勇雄
24	東近江保健所	所長	寺尾 敦史
25	彦根保健所	所長	切手 俊弘
26	長浜保健所	所長	嶋村 清志
27	高島保健所	所長	井下 英二

任期：令和元年9月2日～令和3年9月1日